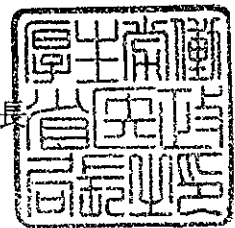


医政発0604第1号
平成22年6月4日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正について

「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令」(平成17年厚生労働省令第103号)の施行については「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(平成17年6月28日付け医政発0628012号。以下「施行通知」という。)により通知しているところであるが、今般、別添のとおり施行通知の一部を改正し、平成22年6月4日より適用することとしたので、貴職におかれても、改正の内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体などに対して周知方願いたい。